

# 大和市教育局委員会 2 月定例会

日 時 平成 27 年 2 月 5 日

午前 9 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 会議録署名委員の決定

4 教育長の報告

5 議 事

日程第 1 (議案第 4 号) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例案の意見聴取について

日程第 2 (議案第 5 号) 平成 26 年度大和市教育局補正予算案について

日程第 3 (議案第 6 号) 平成 27 年度大和市教育局当初予算案について

日程第 4 (議案第 7 号) 大和市教育局委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 5 (議案第 8 号) 指定管理者の指定について

6 そ の 他

7 閉 会

議案第 4 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例案の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定より、審議願いたく提案する。

平成 27 年 2 月 5 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成27年2月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局  
委員長 青 蔭 文 雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布  
に伴う関係条例の整備に関する条例案の意見聴取について（回答）

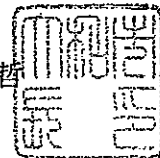
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見聴取さ  
された上記の件について、特段の意見はありません。



平成27年1月29日

大和市教育委員会委員長 青蔭 文雄 殿

大和市長 大木 哲



地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例案の意見聴取について（聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見聴取します。

事務担当

総務部 総務課 政策法制担当

内線 5354

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例案

(大和市表彰条例の一部改正)

第1条 大和市表彰条例(昭和38年大和市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「副市長」の次に「及び教育長」を加える。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第2条 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表大和市特別職報酬等審議会の項設置目的の欄中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成24年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

(大和市職員定数条例の一部改正)

第4条 大和市職員定数条例(昭和27年大和町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に、「第16条第1項」を「第16条」に改める。

(大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年大和町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第35条」の次に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項」を加え、「関し、規定することを目的」を「ついて必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「または」を「(教育長にあっては、教育委員会とする。以下同じ。)又は」に改める。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

別表第1号を次のように改める。

1	教育委員会の委員	月額	円 117,000
---	----------	----	--------------

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例(昭和37年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 教育長

第3条に次の1号を加える。

(3) 教育長 月額 682,000円

第6条第1項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第7条第3項に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の200

(大和市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第8条 大和市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和42年大和市条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名中「給与、」を削る。

本則を次のように改める。

教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大和市表彰条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の大和市表彰条例第4条第1項第4号の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の大和市表彰条例第4条第1項第4号の規定は、なおその効力を有する。

(大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による改正後の大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第6条の規定による改正後の大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項及び別表第1号の規定は適用せず、第6条の規定による改正前の大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項及び別表第1号の規定は、なおその効力を有する。

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第7条の規定による改正後の大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例第1条、第3条、第6条第1項及び第7条第3項の規定は適用せず、第7条の規定による改正前の大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例第1条、第3条、第6条第1項及び第7条第3項の規定は、なおその効力を有する。

(大和市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第8条の規定による改正後の大和市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の大和市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

大和市表彰条例新旧対照表（第1条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（功労表彰）</p> <p>第4条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市政振興のため寄与した功績が顕著と認められる者（以下「功労者」という。）に対して行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市の副市長及び<u>教育長</u>として10年以上在職した者</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（功労表彰）</p> <p>第4条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市政振興のため寄与した功績が顕著と認められる者（以下「功労者」という。）に対して行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市の副市長として10年以上在職した者</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>



大和市附属機関の設置に関する条例新旧対照表（第2条）

（下線部分は、改正部分）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
附属機関	設置目的	附属機関	設置目的
略	委員の数	略	委員の数
大和市特別職 報酬等審議会	市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	大和市特別職 報酬等審議会	市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。
略	10以内	略	10以内

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表（第3条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

大和市職員定数条例新旧対照表（第4条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、農業委員会等に関する法律（昭和28年法律第88号）第20条第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、職員の数について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第31条第3項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条第1項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、職員の数について必要な事項を定めるものとする。</p>

大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表（第5条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 職員は、次の各号の1に該当する場合には、あらかじめ任命権者（教育長にあつては、教育委員会とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に<u>関し、規定すること</u>を目的とする。</p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 職員は、次の各号の1に該当する場合には、あらかじめ任命権者<u>またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることが</u>できる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第6条）

（下線部分は、改正部分）

改正案		現行																																				
<p>（報酬の額）</p> <p>第2条 前条第1号から第67号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表による。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>職名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>教育委員会の委員</td> <td>月額 117,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		番号	職名	報酬の額	1	教育委員会の委員	月額 117,000	略			<p>（報酬の額）</p> <p>第2条 前条第1号から第67号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表による。ただし、<u>教育長の職を兼ねる教育委員会の委員については、報酬を支給しない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="2">報酬の額</th> </tr> <tr> <th>月額</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>教育委員会の委員</td> <td>131,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員長</td> <td></td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員</td> <td></td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>117,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>		番号	職名	報酬の額		月額	月額	1	教育委員会の委員	131,000円			委員長		月額		委員		月額				117,000	略			
番号	職名	報酬の額																																				
1	教育委員会の委員	月額 117,000																																				
略																																						
番号	職名	報酬の額																																				
		月額	月額																																			
1	教育委員会の委員	131,000円																																				
	委員長		月額																																			
	委員		月額																																			
			117,000																																			
略																																						

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第7条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員の給与その他の給与の額及び支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 教育長</u></p> <p>（給料の額）</p> <p>第3条 給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 教育長 月額 682,000円</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する市長、<u>副市長及び教育長</u>に対して支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（退職手当）</p> <p>第7条 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員の給与及びその他の給与の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（給料の額）</p> <p>第3条 給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する市長及び<u>副市長</u>に対して支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（退職手当）</p> <p>第7条 略</p>

<p>2 略</p> <p>3 退職手当の額は、その者の退職した日における給料の月額に次の率を乗じて得た額にその在職年数を乗じて得た額とする。ただし、1年未満の端数は、月割によりこれを計算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育長 100分の200</u></p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 退職手当の額は、その者の退職した日における給料の月額に次の率を乗じて得た額にその在職年数を乗じて得た額とする。ただし、1年未満の端数は、月割によりこれを計算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p>
--	---

大和市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表（第8条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>大和市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p><u>教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職の職員の場合による。</u></p>	<p>大和市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（給与の種類）</u></p> <p>第2条 <u>教育長の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</u></p> <p><u>（給料の額）</u></p> <p>第3条 <u>教育長の給料の額は、月額682,000円とする。</u></p> <p><u>（地域手当の額）</u></p> <p>第4条 <u>地域手当の額は、給料に大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号。以下「給与条例」という。）第13条第2項に規定する率を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>（通勤手当の額）</u></p> <p>第5条 <u>通勤手当の額については、給与条例の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</u></p>



(期末手当)

第6条 期末手当は、大和市長等常勤の特別職の職員に支給される期末手当の例による。

(退職手当)

第7条 退職手当は、退職した場合はその者に、死亡した場合はその者の遺族に支給する。

2 退職手当は、任期ごとに支給する。

3 退職手当の額は、その者の退職した日における給料の月額に100分の200を乗じて得た額にその在職年数を乗じて得た額とする。ただし、1年未満の端数は、月割によりこれを計算する。

4 前項の規定による在職期間の計算は、その者が就職した日から退職した日までの年数による。この場合において、在職期間に1月未満の端数があるときはこれを切り捨て、在職期間が1月未満のときはこれを1月とする。

(給与の支給方法等)

第8条 教育長の給与の支給方法及び勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例による。

議案第 5 号

平成 26 年度大和市教育局補正予算案について

平成 26 年度大和市教育局補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 2 月 5 日提出

大和市教育局委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成26年度 教育費2月補正歳出予算(案)

(1)歳出予算補正

(単位:千円)

款項目(事業名)	当初予算額	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備考
10-02 小学校費	1,281,056	1,327,831	493	1,328,324	
02 教育振興費	369,273	369,273	10,512	379,785	
02 小学校学用品等就学援助事業	200,938	200,938	10,512	211,450	認定児童数が当初見込み上回ることに伴う増額補正です。
03 学校建設費	356,934	403,709	△ 10,019	393,690	
01 小学校大規模改修事業	143,887	190,662	0	190,662	特定財源の財源更正です。
02-02 桜丘小学校防音設備整備事業(継続費)	138,734	138,734	0	138,734	特定財源の財源更正です。
03 文分岡小学校増築事業	22,061	22,061	△ 10,019	12,042	事業費の確定にともなう減額補正です。
10-03 中学校費	1,690,724	1,708,016	△ 18,015	1,690,001	
02 教育振興費	284,968	284,968	6,577	291,545	
02 中学校学用品等就学援助事業	162,259	162,259	6,577	168,836	認定生徒数が当初見込み上回ることに伴う増額補正です。
03 学校建設費	1,114,974	1,132,266	△ 24,592	1,107,674	
02-02 つきみ野中学校防音設備整備事業(継続費)	877,333	883,063	△ 24,592	858,471	事業費の確定に伴う減額補正です。
10-05 保健体育費	1,592,231	1,654,728	0	1,654,728	
03 学校給食管理費	1,118,177	1,118,177	0	1,118,177	
15 学校給食設備整備事業	57,157	57,157	0	57,157	特定財源の財源更正です。

(2) 継続費補正 (単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	03 中学校費	つきみ野中学校防音設備整備事業(継続費)	1,090,379	平成25年度	207,316	1,065,787	平成25年度	207,316
				平成26年度	883,063		平成26年度	858,471

(3) 繰越明許費補正 (単位:千円)

款 項 (事業名)	金額
10-03 中学校費	42,525
中学校大規模改修事業	42,525

平成26年度 教育費2月補正歳入予算(案)

(単位:千円)

科目	当初予算額	予算現額	補正額	合計	充 当 先 (大事業単位)
15-02-07 国庫支出金・国庫補助金・教育費国庫補助金	1,810,904	1,810,904	△ 61,941	1,748,963	
01 小学校費補助金	68,366	68,366	3,372	71,738	
05 小学校防音事業補助金	49,047	49,047	3,372	52,419	10-02-03-02 小学校防音設備整備事業
02 中学校費補助金	450,981	450,981	△ 25,181	425,800	
05 中学校防音事業補助金	438,888	438,888	△ 25,181	413,707	10-03-03-02 中学校防音設備整備事業
04 学校施設環境改善交付金	166,057	166,057	△ 40,132	125,925	
01 小学校学校施設環境改善交付金	24,974	24,974	△ 24,974	0	10-02-03-02 小学校防音設備整備事業
02 中学校学校施設環境改善交付金	141,083	141,083	△ 15,158	125,925	10-03-03-02 中学校防音設備整備事業
15-02-08 国庫支出金・国庫補助金・特定防衛施設周辺整備調整交付金	550,000	550,000	123,141	673,141	
01 特定防衛施設周辺整備調整交付金	550,000	550,000	123,141	673,141	
06 小学校大規模改修事業補助金	21,000	21,000	△ 1,000	20,000	10-02-03-01 小学校大規模改修事業
07 学校給食設備整備事業補助金	36,000	36,000	3,729	39,729	10-05-03-15 学校給食設備整備事業
22-01-06 市債・市債・教育債	2,016,150	2,059,850	△ 10,200	2,049,650	
01 小学校債	212,750	212,750	11,900	224,650	
02 小学校防音設備整備事業債	86,300	86,300	21,200	107,500	10-02-03-02 小学校防音設備整備事業
05 文々岡小学校増築事業債	20,100	20,100	△ 9,300	10,800	10-02-03-03 文々岡小学校増築事業
02 中学校債	446,900	452,000	△ 22,100	429,900	
02 中学校防音設備整備事業債	420,200	425,300	△ 22,100	403,200	10-03-03-02 中学校防音設備整備事業

議案第 6 号

平成 27 年度大和市教育費予算案について

平成 27 年度大和市教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 2 月 5 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第7号

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を  
改正する規則について

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正  
する規則について、審議願いたく提案する。

平成27年2月5日提出

大和市教育局

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表教科指導員の項の次に次のように加える。

放課後寺子屋やまとコーディネーター	19人以内	児童の学力向上に資するため、放課後寺子屋やまとの企画運営及び教員の指導力向上のための支援を行う。
-------------------	-------	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職名	定数	職名	定数
教科指導員	略	教科指導員	略
放課後寺子屋やままとコーディネーター	19人以内	《追加》	
	児童の学力向上に資するため、放課後寺子屋やまとの企画運営及び教員の指導力向上のための支援を行う。	青少年相談 相談員 室職員	略
青少年相談 室職員	略		略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 8 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 2 月 5 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成27年2月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局  
委員長 青 蔭 文 雄

指定管理者の指定について（申し出）

このことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、別添のとおり市議会に提出くださるよう申し出します。

議案第 号

指定管理者の指定について

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）第2条に規定する文化創造拠点を構成する公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名称 やまと芸術文化ホール  
大和市立図書館  
大和市生涯学習センター  
大和市屋内こども広場
- 2 指定管理者の名称 やまとみらい
- 3 指定期間 平成28年11月3日から平成33年3月31日まで  
平成27年2月16日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

文化創造拠点を構成する公の施設の指定管理者を指定したい必要による。